

この契約はクーリング・オフができます。

- 「あなただけ特別に」などと言われたり、販売目的を告げられずに呼び出され契約をした場合は、アポイントメントセールスに該当し、クーリング・オフができます。
- 街中でモデルにならないかと呼び止められて事務所に連れていかれ、契約させられることもあります(キャッチセールス)。クーリング・オフが可能です。
- ネットなどで探したタレント事務所に、自分で連絡を取って申し込んだ場合は、クーリング・オフの対象外になることもあります。
(クーリング・オフの詳細はP.16へ)

こんな点に注意！

その場ですぐに契約を求められることがあります。その場では契約せず、必ず以下の点を確認しましょう。

- どの段階でどのぐらいの費用がかかるか
- 契約書にクーリング・オフの記載はあるか
- 契約書をよく読み、内容を確認したか
- 仕事の紹介の実績はあるか
- 家族などに相談したか

こんな被害も・・・

- オーディションを受けに行ったら、アダルトビデオへの出演を強要されたという被害もあります。被害に遭ったらすぐに警察に相談しましょう。

プラスα

アポイントメントセールスではこんな事例も

- 「SNSで知り合った相手に宝石のイベントに呼び出されダイヤのネックレスを買わされた。」「エステの無料券が当たり、サロンに行ったら高額な化粧品を契約させられた。」などがあります。
- SNSで知り合った人を安易に信用しない、無料などの言葉に惑わされないことが重要です。

